

久万高原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

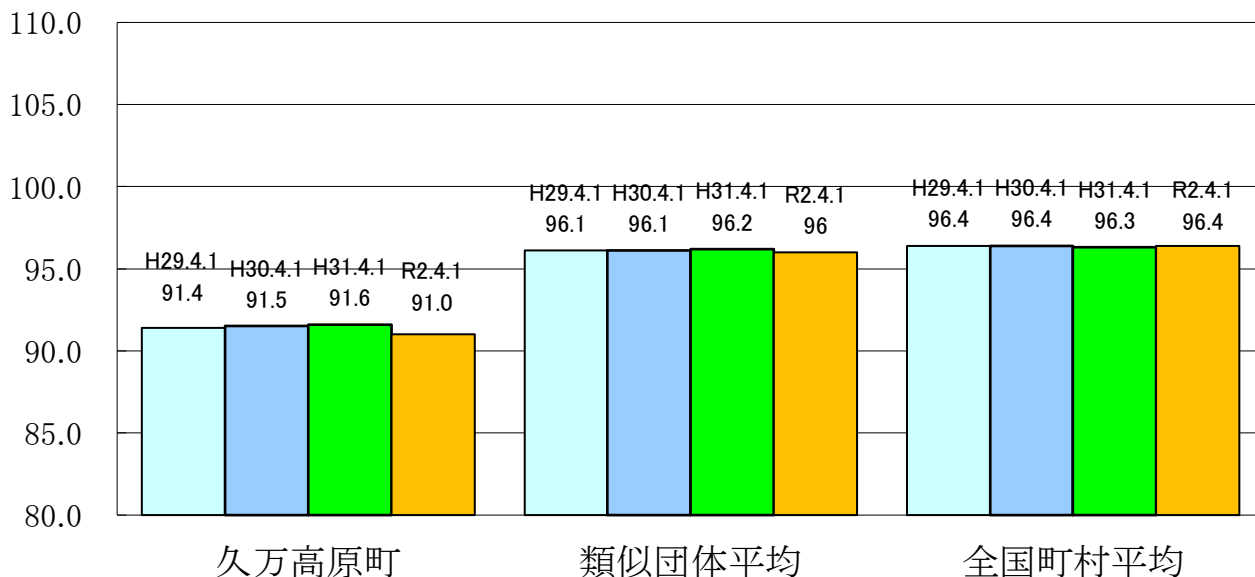
区分	住民基本台帳人口 (31年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
31年度	人 8,032	千円 9,421,889	千円 906,492	千円 1,881,719	% 20.0	% 23.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
31年度	人 235	千円 822,334	千円 150,706	千円 321,505	千円 1,294,545	千円 5,509	千円 5,638

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施       未実施      ]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和措置として、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久万高原町	44.2 歳	308,300 円	356,700 円	334,191 円
愛媛県	43.5 歳	324,600 円	419,760 円	356,104 円
国	43.2 歳	(327,564) 円	—	(408,868) 円
類似団体	41.2 歳	300,607 円	345,008 円	330,475 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
久万高原町	53.2 歳	6 人	275,500 円	295,416 円	288,933 円	—	—	—	—	
愛媛県	54.3 歳	212 人	329,300 円	363,728 円	342,344 円	—	—	—	—	
国	50.9 歳	2,319 人	(287,283) 円	—	(328,862) 円	—	—	—	—	
類似団体	51.2 歳	3 人	287,903 円	310,449 円	302,667 円	—	—	—	—	

(2) 職員の初任給の状況(2年4月1日現在)

区 分		久万高原町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	189,643 円	(182,200) 円
	高 校 卒	150,600 円	155,674 円	(150,600) 円
技能労務職	高 校 卒	143,800 円	148,639 円	— 円
	中 学 卒	132,300 円	132,961 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	315,900 円
	高 校 卒	211,200 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

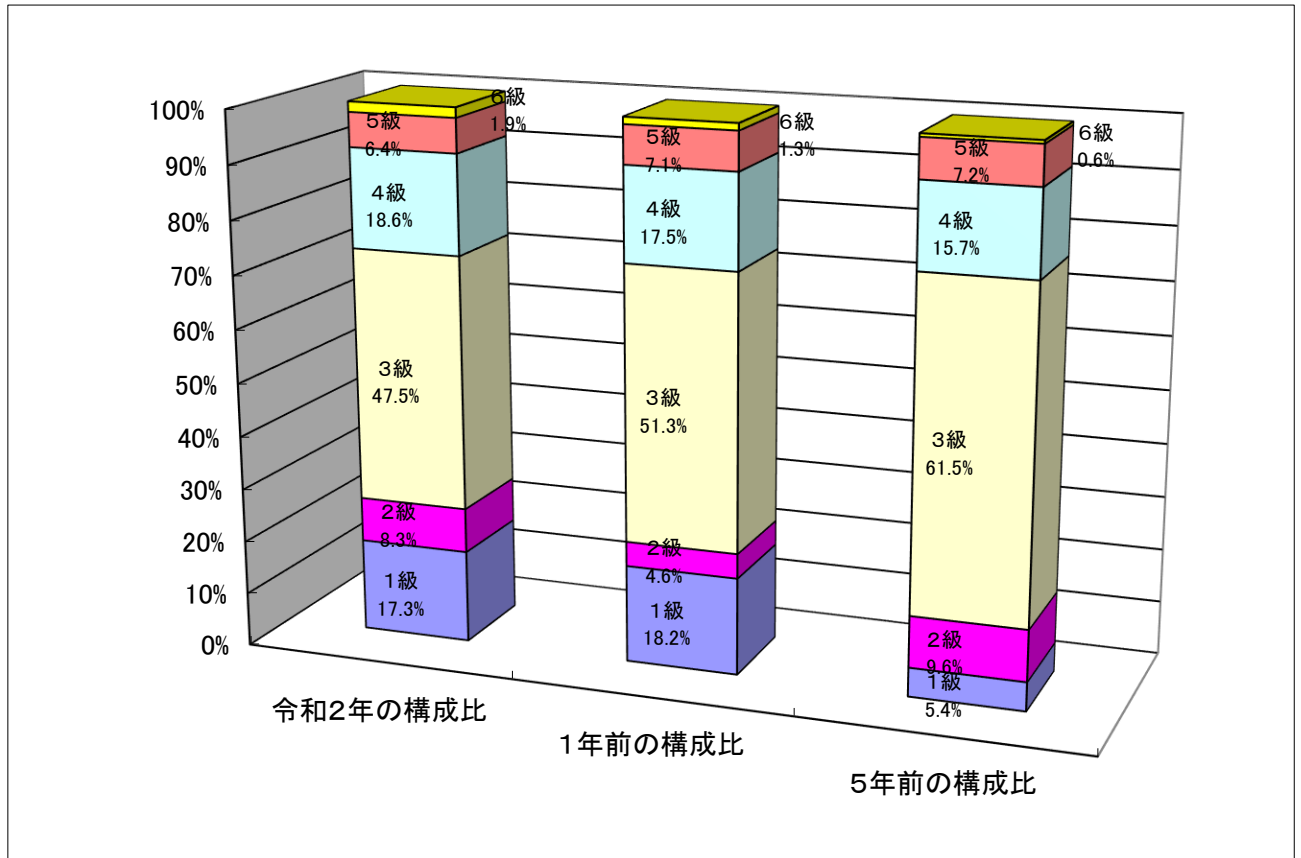
(注)一般行政職大学卒のうち経験年数10年及び15年の該当者はいません。  
一般行政職高校卒のうち経験年数15年及び20年の該当者はいません。  
技能労務職高校卒の経験年数10年、25年、30年の該当者はいない。  
技能労務職中学卒の該当者はいない。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(2年4月1日現在)

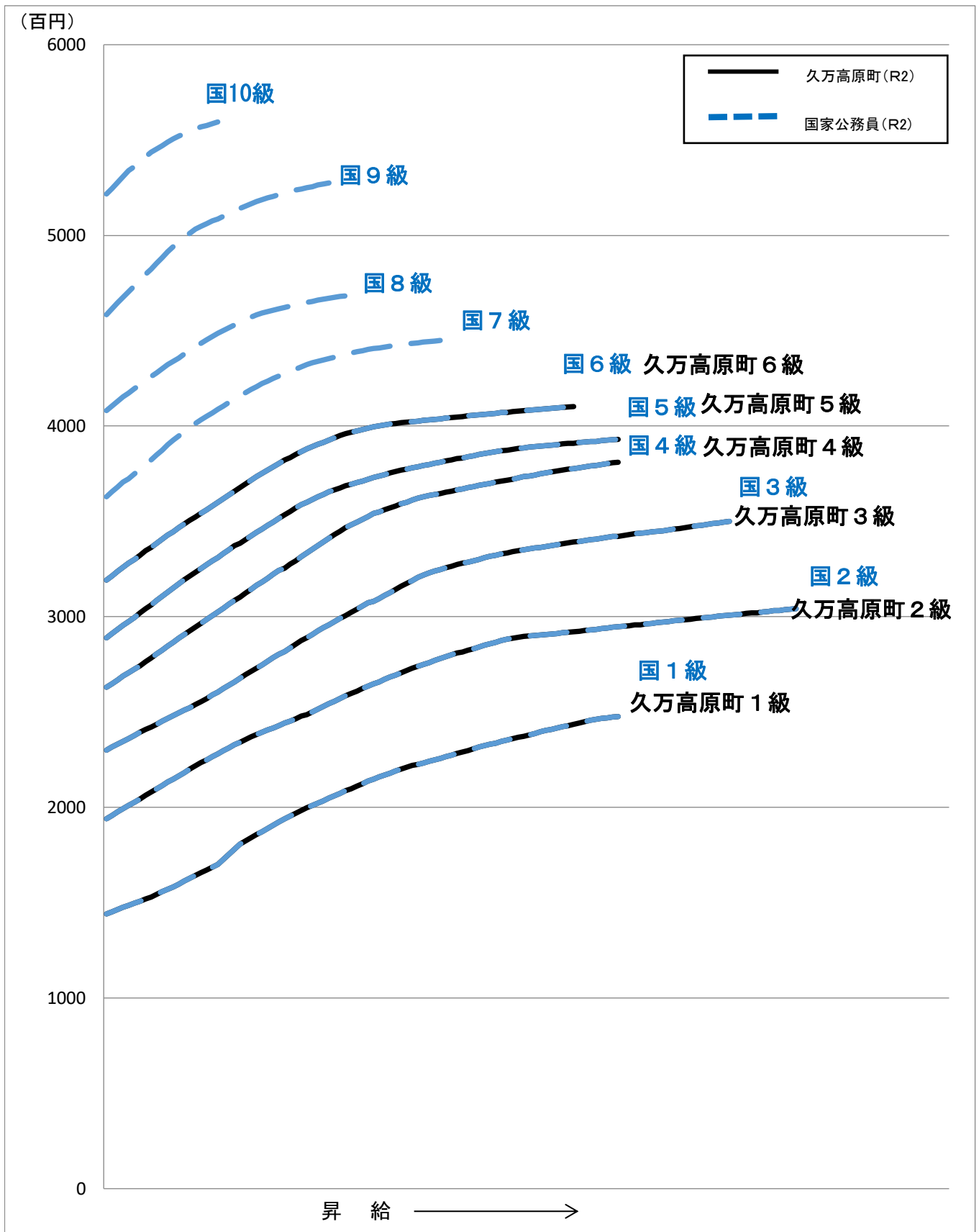
区分	標準的な職務内容	職員数合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師、教諭、学芸員	27人	17.3%	主事	27人	27人	17.3%	主事級
2 級	主査、教諭、学芸員	13人	8.3%	主査	11人	13人	8.3%	主査級
				学芸員	2人			
3 級	支所次長、係長、主任、上級教諭、上席学芸員	74人	47.5%	主任	21人	21人	13.5%	主任級
				係長	53人			53人
4 級	支所長、班長、課長補佐、農業委員会事務長、町立病院事務長、老人保健施設事務長、ささゆり荘施設長、主任教諭、上席主幹、主幹	29人	18.6%	班長	20人	29人	18.6%	班長、課長補佐級
				室長	1人			
				支所長	3人			
				上席主幹	1人			
				事務長	3人			
				施設長	1人			
5 級	課長、室長、会計管理者、事務局長	10人	6.4%	課長	6人	13人	8.3%	課長級
				会計管理者	1人			
				事務局長	3人			
6 級	重要な職務を遂行する課長、総合戦略監、室長、会計管理者、事務局長	3人	1.9%	課長	2人	13人	8.3%	課長級
				総合戦略監	1人			

(注)1 久万高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久万高原町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(31年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(31年度) 1,601 千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.92 )月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(2年4月1日現在)

久万高原町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	※ 千円	13,936 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給実績(31年度決算)		41,724 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)		316,088 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(31年度)		39.4 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院、診療所及び老人保健施設等勤務手当	病院、診療所及び老人保健施設等に勤務する職員	①医師及び薬剤師の研究業務 ②夜間の看護等業務 ③病院における技術管理を要する業務 ④診療業務及び救急医療業務等	①月額 34万円以内 ②6,800円/回 ③入院患者1人につき 日額 1,000円 ④勤務1回につき 1,000円以内 勤務時間外の救急業務、訪問 1,620円以内/回 当直中の外来診療 400円以内/人
し尿処理作業の特殊勤務手当	し尿処理作業に直接従事する職員	し尿処理作業	従事1日につき 300円
ごみ処理作業の特殊勤務手当	ごみ処理作業に直接従事する職員	ごみ処理作業	従事1日につき 300円
代替バス乗務特殊勤務手当	代替バスに乗務する職員	代替バスの運転作業	乗務1日につき 1,300円
火葬従事の特殊勤務手当	直接火葬に従事する職員	火葬作業	1体につき 800円
救急、消防及び防災業務特殊勤務手当	消防士、救急救命士 救急、消防及び防災業務に 出動した職員	①消防士、救急救命士の 勤務 ②救急、消防及び防災 業務	①勤務1日につき 350円 ②出動1回につき 100円
救急救命士特殊勤務手当	救急救命士の免許を有する 職員	救急救命処置業務	1回につき 150円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(31年度決算)	57,387 千円
職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	207,923 円
支給実績(30年度決算)	60,182 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	217,265 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(5) その他の手当(2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(31年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円  満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	43,886 千円	242,461 円

住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円超～61,000円未満 (家賃額－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃額61,000円以上 28,000円(支給限度額)	同	—	23,921 千円	217,462 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価格による運賃等相当額 上限額 55,000円 【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,000円～ 片道60km以上31,600円	同	—	19,484 千円	96,453 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して定額で支給	同	—	20,923 千円	342,990 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 4,400円/1回 ほか (勤務時間による増減あり)	同	—	17,996 千円	157,858 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合、また災害等の事情により平日深夜に勤務した場合に支給 職責に応じて4,500円～8,000円/1回の定額(6時間を超える場合は加算あり。)	同	—	1,067 千円	39,519 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	5,867 千円	88,893 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の135を乗じた額	同	—	11,925 千円	384,678 円

## 5 特別職の報酬等の状況(2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料 報 酬	町 長	770,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円/ 525,000 円
	副 町 長	616,000 円	700,000 円/ 471,000 円
	議 長	265,000 円	400,000 円/ 230,000 円
	副 議 長	199,000 円	314,000 円/ 182,000 円
	議 員	185,000 円	290,000 円/ 155,800 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(31年度支給割合)	3.40 月分
	議 長 副 議 員	(31年度支給割合)	3.40 月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	770,000円 × 在職月数 × 46 / 100 616,000円 × 在職月数 × 27 / 100	1,700万円 (任期毎) 798万円 (任期毎)
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

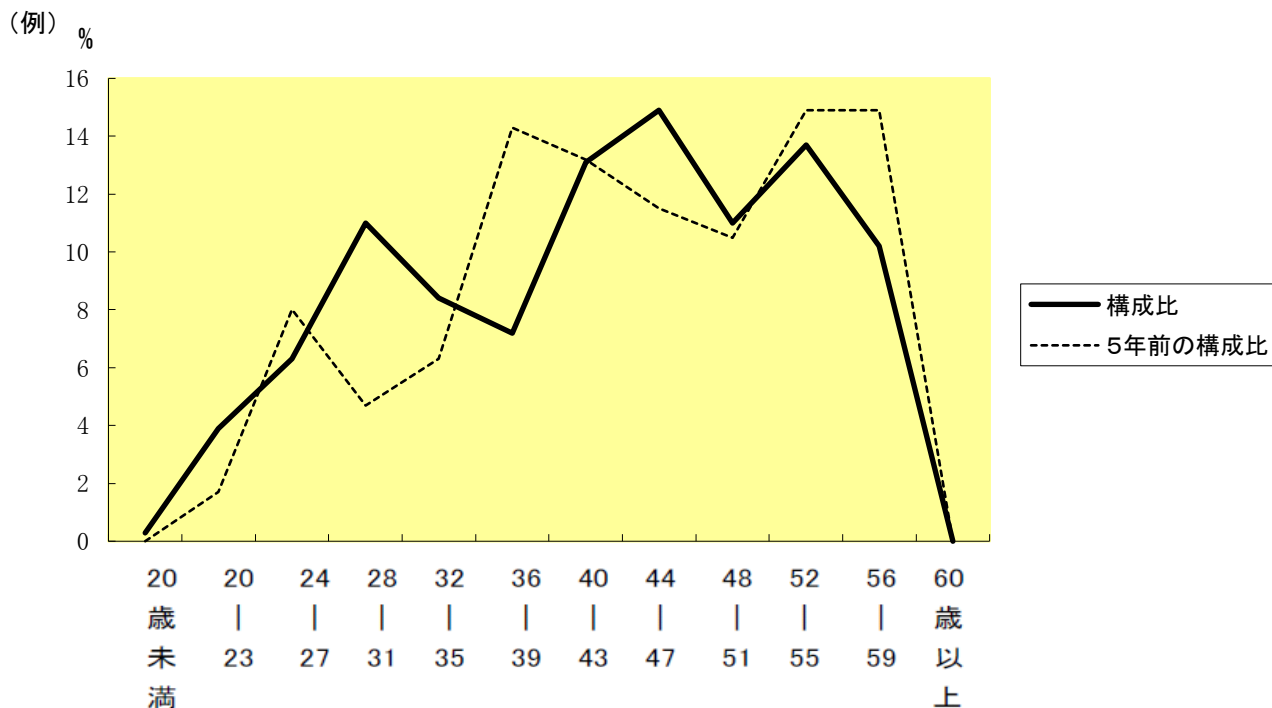
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	44	44	0	
		税 務	8	8	0	
		民 生	27	29	2	老人福祉施設の業務増による増員
		衛 生	20	21	1	欠員補充
		農林水産	18	20	2	欠員補充
		商 工	10	9	△1	業務見直し
		土 木	12	12	0	
		計	141	145	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 180.53 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 131.28 人)
	教育部門	47	47	0		
	消防部門	41	44	3	退職者補充	
	小 計	229	236	7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 293.82 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 156.84 人)	
	公営企業等会計部門計	106	112	6		
合 計	335 [ 427 ]	348 [ 427 ]	13 [ 0 ]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 433.27 人		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	4人	21人	19人	35人	33人	25人	42人	46人	40人	46人	37人	0人	348人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	155	150	150	149	141	145	( -6.5% )
教育	50	53	53	47	47	47	( -6.0% )
消防	44	44	43	44	41	44	( 0.0% )
普通会計計	249	247	246	240	229	236	( -5.2% )
公営企業等会計計	103	106	107	107	106	112	( 8.7% )
総合計	352	353	353	347	335	348	( -1.1% )

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。